

恵庭市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

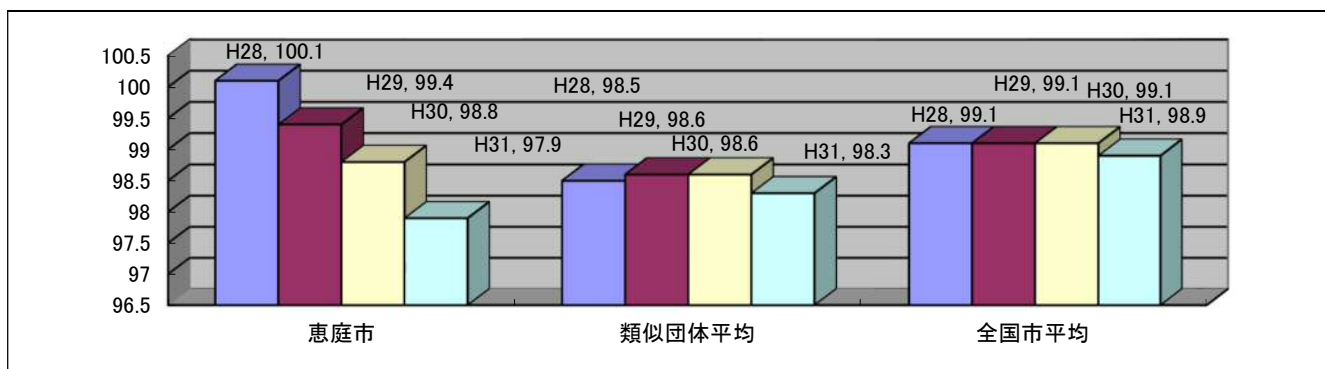
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 69,850	千円 27,519,904	千円 778,958	千円 3,930,292	% 14.3	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	476人	千円 1,791,247	千円 329,082	千円 694,929	千円 2,815,258	千円 5,914	千円 6,170

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会未設置団体につき記載不要。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)
平成28年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置の廃止(平成31年4月1日より実施)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国の支給地域に勤務する職員に対し、国と同様の地域手当を支給。							
(参考)							
	平成26年度 の支給 割合	平成27年度の支 給割合		平成28年度 の支給割合	平成29 年度の支 給割合	平成30 年度の支 給割合	令和元 年度の 支給割 合
		4月1 日時点	遡及 改定後				
国基準に よる支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
恵庭市の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

② その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
恵庭市	40.3歳	305,976円	372,509円	341,479円
北海道	43.7歳	325,700円	392,414円	369,045円
国	43.4歳	329,433円	411,123円	411,123円
類似団体	41.3歳	309,709円	398,167円	355,160円

③ 技能労務職

区分	公務員					民間			備考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
恵庭市	56.8歳	6人	380,700円	402,060円	404,860円		歳		
うち用務員	56.8歳	6人	380,700円	402,060円	404,860円	用務員	55.6歳	211,600円	1.90
北海道	54.5歳	182人	334,000円	363,435円	353,439円		歳		
国	50.9歳	2,431人	287,312円	329,380円	-円				
類似団体	51.2歳	23人	326,070円	387,535円	358,673円				

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
恵庭市			
うち用務員	5,890,220円	2,883,400円	2.04

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28～30年の3ヶ年平均)。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
恵庭市	—歳	—円	—円
北海道	43.8歳	370,500円	423,891円
類似団体	39.9歳	303,437円	355,131円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
恵庭市	35.6歳	274,026円	340,304円	311,466円
北海道	—歳	—円	—円	—円
国	—歳	—円	—円	—円
類似団体	37.7歳	291,472円	383,588円	333,614円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		恵庭市	北海道	国
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	148,600円	148,600円
技能労務職	高校卒	148,600円	148,600円	—円
	中学卒	—円	—円	—円
消 防 職	大学卒	180,700円	—円	—円
	高校卒	148,600円	—円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

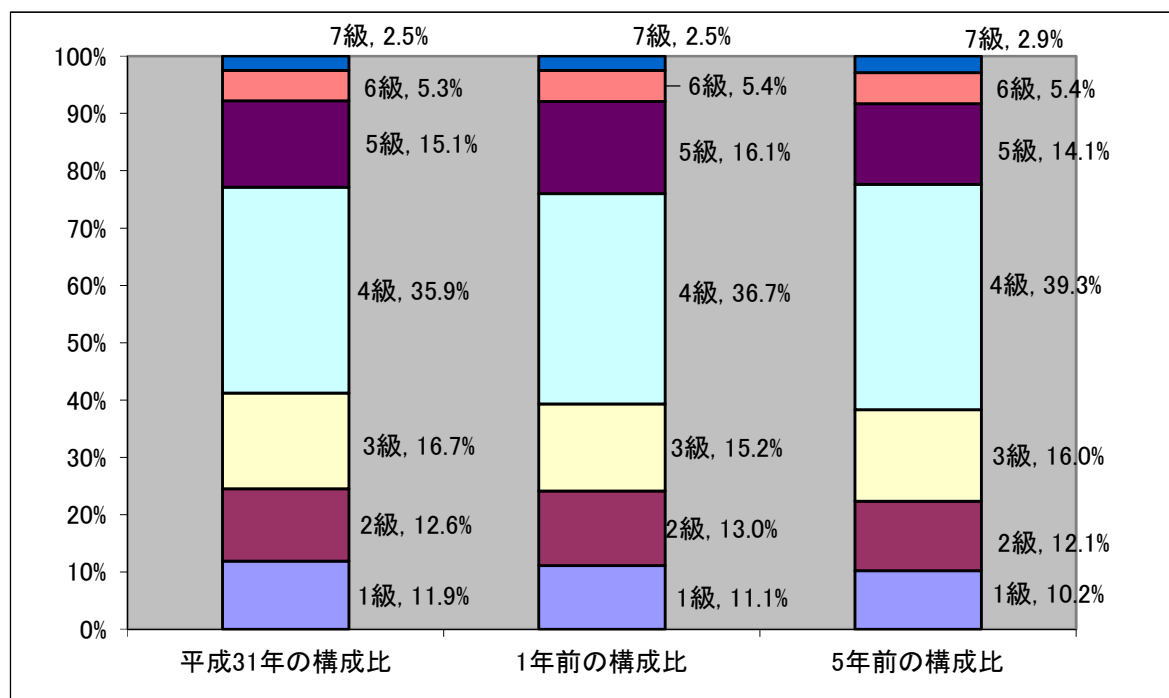
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行政職	大学卒	266,000円	359,300円	378,513円	386,450円
	高校卒	—円	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

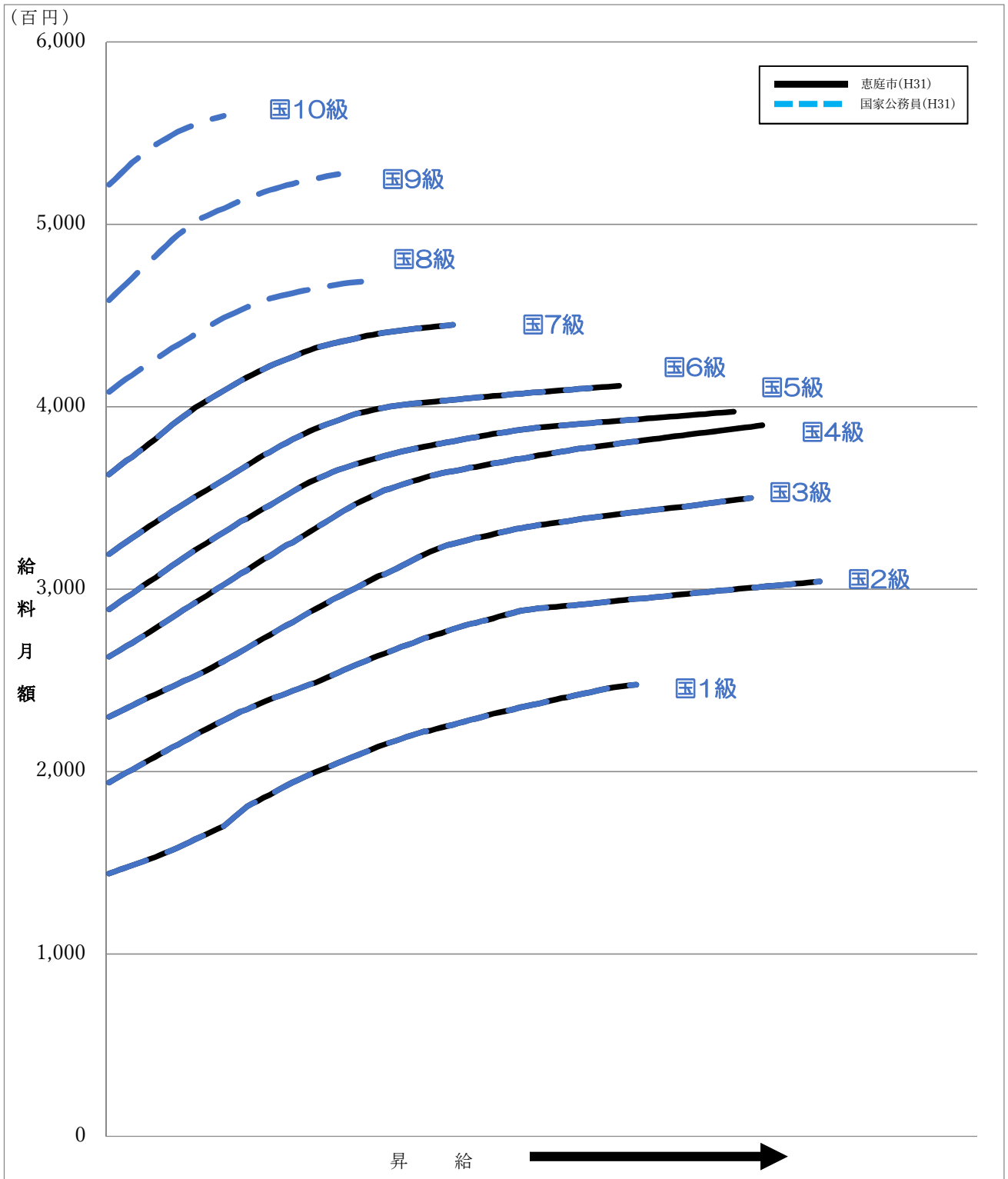
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	38人	11.9%	144,100円	247,600円
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	40人	12.6%	194,000円	304,200円
3級	主任の職務	53人	16.7%	230,000円	350,000円
4級	主査、上席主任、専門員の職務	114人	35.9%	263,000円	389,900円
5級	課長の職務	48人	15.1%	288,900円	397,300円
6級	次長の職務	17人	5.3%	319,200円	411,500円
7級	部長の職務	8人	2.5%	362,900円	444,900円

- (注) 1 恵庭市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 31 年 4 月 1 日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（恵庭市）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

恵庭市	北海道	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,377千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,687千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（恵庭市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

恵庭市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695月分 24.586875月分 勤続 25 年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%加算) 1人当たり平均支給額 16,477千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695月分 24.586875月分 勤続 25 年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%加算)

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		824千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		206,147円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
札幌市	3%	3人	3%
東京都	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		8,871千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		57,235円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		32.6%		
手当の種類（手当数）		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年 度決算）	左記職員に対 する支給単価
徴収手当	納税担当職員	本務として市税等の収納業務	340千円	月額2,800円
滞納処分手当		庁外において、滞納処分業務		日額240円
車両運転手当	運転手	自動車等の運転業務	一千元	日額160円
福祉業務手当	生活保護 ケースワーカー	社会福祉の現業業務	497千円	月額4,400円
保育手当	保育士	保育園での保育業務	790千円	月額2,800円
身元行方不明 者取扱手当		身元不明死亡人の収容業務	一千元	1件2,160円
		身元不明病人の収容業務	一千元	1件800円
保健指導業務 手当	保健師	保健指導業務	164千円	日額140円
野犬捕獲手当		野犬の捕獲業務	一千元	日額380円
消防特殊勤務 手当	消防士	火災等の現場に出動した場合	3,468千円	1回360円
救急出動手当		救急のため出動した場合		1回360円
夜間特殊勤務 手当		夜間の勤務に従事した場合	3,445千円	1当務460円
心身障害児等 訓練業務手当	子ども発達支援 センター職員	障害児等の訓練業務	165千円	月額2,800円
	保健センター職員	作業療法等の指導・訓練業務	3千円	日額160円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	101,144千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	252千円
支給実績（平成29年度決算）	110,340千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	291千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額(平成 30 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者：6,500 円、子・10,000 円/人、配偶者・子以外：6,500 円/人、16 歳～22 歳までの配偶者以外加算 5,000 円/人	同じ		51,092 千円	228,089 円
住居手当	借家：12,000 円を越える家賃につき 27,000 円を上限に支給。	同じ		53,855 千円	286,463 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上あり、公共交通機関または自家用車等を利用している職員に支給。	同じ		16,172 千円	60,797 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給。部長職 60,000 円、次長職 50,000 円、課長職 40,000 円	異なる	本給×率	49,260 千円	513,125 円
管理職員特別勤務手当	①管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合、勤務 1 回につき 12,000 円を超えない範囲で支給。②管理職員が災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により勤務を要しない日又は休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、1 回につき 6,000 円を超えない範囲で手当を支給。	異なる	①の支給額は職務の級が 7 級である者は 8,000 円/職務の級が 6 級(次長職に係るものに限る。)である者は 6,000 円/職務の級が 5 級(課長職に係るものに限る。)である者は 4,000 円/再任用職員で職務の級が 6 級である者は 4,200 円/職務の級が 5 級である者は 2,800 円とする。ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は、各支給額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。②の支給額は、職務の級が 7 級である者は 4,000 円、職務の級が 6 級(次長職に係るものに限る。)である者は 3,000 円、職務の級が 5 級(課長職に係るものに限る。)である者は 2,000 円、再任用職員は職務の級が 5 級である者は 2,100 円、職務の級が 4 級である者は 1,400 円とする。ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は、支給額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。	1,601 千円	15,248 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までに勤務した職員(支給率：25/100)	同じ		5,545 千円	69,313 円
寒冷地手当	10 月 1 日から 2 月末までの間の職員に支給(一括支給) 世帯主(扶養あり):116,800 円 世帯主(その他):65,300 円 その他:44,000 円	同じ 11 月から 3 月までの間の職員に支給(毎月支給)		39,905 円	84,904 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市区町村長	845,000円（円）		（参考）類似団体における最高／最低額			
	副市町村長	707,000円（円）		1,061,000円／455,000円 885,000円／620,000円			
報酬	議長	440,000円（円）		737,000円／357,000円			
	副議長	385,000円（円）		653,000円／294,000円			
	議員	355,000円（円）		591,000円／266,000円			
期末手当	市区町村長	（30年度支給割合）					
	副市町村長	4.45月分					
退職手当	議長	（30年度支給割合）					
	副議長	4.45月分					
退職手当	市区町村長	（算定方式）		（1期の手当額）		（支給時期）	
	副市町村長	給料月額×在職年数×5.126		17,326千円		任期毎	
	副市町村長	給料月額×在職年数×3.234		9,146千円		任期毎	
	備考	北海道市町村職員退職手当組合加入					

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

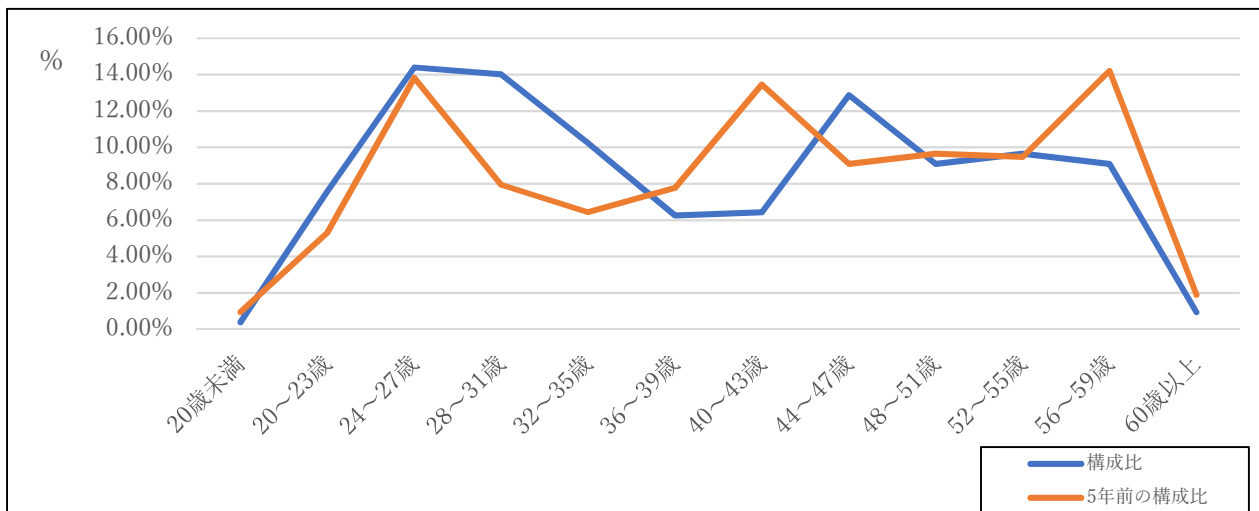
（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成31年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	事業部門新設等
		総務・企画	113	104	+9	
		税務	26	27	-1	
		労働	2	2	0	
		農林水産	12	12	0	
		商工	12	12	0	
		土木	48	50	-2	
		民生	78	78	0	
	衛生	38	41	-3	直営保育園統合に伴う保育士不補充	
		計	334	331	+3	<参考> 人口1万当たり職員数 47.82人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 49.29人）
	教育部門	41	42	-1		
	消防部門	102	102	0		
	小 計	477	475	+2	<参考> 人口1万当たり職員数 68.29人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 63.02人）	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 交 通 そ の 他	病院	0	0	0	
		水道	17	16	+1	
		下水道	12	12	0	
		交通	0	0	0	
		その他	27	27	0	
	小 計	56	55	+1		
合 計			533	530	+3	<参考> 人口1万当たり職員数 76.31人

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	40人	76人	74人	54人	33人	34人	68人	48人	51人	48人	5人	533人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	323	327	322	330	331	334	11 (3.4%)
教育	54	49	47	44	42	41	△13 (△24.1%)
消防	97	99	100	100	102	102	5 (5.2%)
普通会計計	474	475	469	474	475	477	3 (0.6%)
公営企業等会計計	54	53	54	56	55	56	2 (3.7%)
総合計	528	528	523	530	530	533	5 (0.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。